

第 2 号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に「（以下「事故発生日」という。）」を加え、同項第 2 号中「8, 800 円」を「8, 900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 及び第 4 条中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「

12,400	13,300	14,200
10,600	11,500	12,400
8,800	9,700	10,600

」

を

「

12,440	13,320	14,200
10,670	11,550	12,440
8,900	9,790	10,670

」

に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期

間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 令和2年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和2年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和2年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めること。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,440 12,400	13,320 13,300	14,200 14,200
分団長及び副分団長	10,670 10,600	11,550 11,500	12,440 12,400
部長、班長及び団員	8,900 8,800	9,790 9,700	10,670 10,600

上段：改正後
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。